

日 時	令和4年7月7日（木） 午前10時～午前11時30分
場 所	京都市役所 第2会議室
出席者	【委 員】奥田委員、細田委員、二宮委員、松永委員、吉田委員 （五十音順） 【事務局】京都市文化市民局市民スポーツ振興室 平松市民スポーツ振興室長、今富スポーツ施設課長、水畑担当係長 【傍聴者】5名

1 各委員紹介

2 京都市あいさつ（平松市民スポーツ振興室長）

3 委員長の決定について

委員互選により二宮委員を委員長に選出。
二宮委員長が松永委員を副委員長に指名。

4 議題

（1）選定委員会の運営について

定足数、議決の取扱い及び公開・非公開の取扱いについて、特段の質疑なし。

（2）次期指定候補者の選定に係る基本的な考え方及び募集要項案について

ア 京都市のスポーツ施設の指定管理の現状について
資料2に沿って説明。

委 員）京都市スポーツ施設の稼働率について、令和元年度は3月から新型コロナウイルスの影響を受けているため、新型コロナウイルスの影響を受ける前の平成30年度の稼働率について、今後お示しいただきたい。

イ 次期指定候補者の選定に係る基本的な考え方について

資料3に沿い、指定管理区分案、選定基準、指定管理料の考え方等について説明。

委 員）資料2に示している収支状況において、自主事業と指定管理業務の割合はいかがか。

また、指定管理料については、収支均衡を想定した金額となるように定めるとの考えだが、宝が池公園を含む指定管理区分について

は、収支がマイナスとなっている。料金改定による利用料金の増額分を指定管理料に反映するだけでは、収支はマイナスのままではないか。

事務局) 指定管理区分により指定管理業務と自主事業の割合などの状況は異なるが、指定管理業務の赤字を自主事業によりカバーしている施設もある。なお、資料2に記載している金額は指定管理業務のみの収支となっており、自主事業は含んでいない。

また、宝が池公園の区分の収支がマイナスとなっている要因として、令和元年度の途中から新しく体育館がオープンしている。オープン当初については、稼働率が芳しくなく、また、支出についても特別な経費がかかっていることから、元年度・2年度については赤字となっていた。ただし、直近の令和3年度については、稼働率の向上及び本市からの指定管理料の増額により黒字となっている。

委員) 体育館の運営が芳しくなかったのはコロナの影響があったということか。

事務局) 令和元年度のオープンであり、コロナの影響ではない。利用者の認知度の低さなどが影響しているのではないかと考えている。

委員) 宝が池公園については、アーバンスポーツ対応施設の利用を想定した募集になるのか。また、スケートボード場の試行設置については、指定管理期間の途中から開始された事業であり、前回の募集要項には記載がないと思うが、今回の募集要項には記載があるのか。

事務局) この後の募集要項においてアーバンスポーツ対応施設について説明させていただく。試行設置は現在3箇所で行っているが、宝が池のアーバンスポーツ対応施設については、試行設置のスケートボード場をステップアップして本格設置するものである。横大路運動公園、小畑川中央公園の試行設置については、引き続き指定管理者に協力いただきたい。

ウ 募集要項案について 資料4に沿って説明。

委員) 宝が池のアーバンスポーツ対応施設について、令和6年度供用開始予定となっているが、令和6年4月1日からの供用開始ということか。指定管理者にとっては早期の供用開始が望ましく、具体的にわかれば教えていただきたい。

事務局) 具体的には決まっていないが、令和5年度中には完成させ、速やかに供用開始したいと考えている。

なお、供用開始にあたっては、公の施設であるため、条例改正が必要となり、そのタイミングで供用時期が明らかとなる。

委員) スポーツ庁が奨励している総合型地域スポーツクラブについて、指定管理者が連携していく場合、どのような関わり方が考えられる

か。

事務局) 部活動の地域移行の受皿としても想定されているため、この進展と併せて、今後具体化した際に個別に検討していきたい。

委員) 2点あるが、1点目は、審査項目の2「業務の執行体制」の中に労働環境の確保が含まれているが、重要な要素なので、独立項目にして評価した方がよいのではないかと考える。また、最低賃金の確保だけでは十分ではなく、子育てサポート企業認定取得など積極的な提案を引き出させるよう工夫できないか。

2点目は、災害発生時における対応等について、実際に避難所としての対応が長期化した際の指定管理者の業務について具体的な記載はあるのか。

事務局) 1点目については、審査項目に記載するか検討事項としたい。

2点目、具体的な対応についてはケースバイケースになるため、自然災害等によるリスク負担についてはその都度協議するものとしている。募集要項にその旨を明記する。

委員) 提出書類について、税務申告の別表一・四・五を添付いただけるようお願いしたい。

事務局) 先ほどの件と同様に検討させていただきたい。

委員長) 委員の皆様からいろいろな御意見をいただいたが、まとめに入らせていただく。

募集要項案について、一部修正する必要があるため、事務局で修正案を作成したうえで、各委員にメールで承認の審議を行うものとする。

その他については事務局案のとおり承認するということでよいか。

(異議なし)

委員長) それでは第1回の委員会はこれで終了とする。

事務局) 本日も議論いただいた方針に沿って募集要項を取りまとめ、7月下旬を予定として、募集を開始したいと考えている。その後、8月いっぱい頃までを予定として応募の受付を行う。受付期間終了後、第2回・第3回の選定委員会を開催し、応募書類の審査、応募者のプレゼンテーションを実施し、指定候補者を選定していきたいと考えている。そして、10月中旬に本市と指定候補者との間で指定管理に関する仮協定を締結のうえ、11月中旬に開会される11月市会定例会に指定管理者の指定に係る議案を提出し議決を経る予定である。

次回の選定委員会の時間や会場については、後日改めて連絡する。

長時間にわたりご議論いただき、感謝申し上げます。これをもって、第1回京都市スポーツ施設指定管理者選定委員会を閉会させていただく。